

広島市規則第5号

令和8年2月26日

広島市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市火災予防規則の一部を改正する規則

広島市火災予防規則（昭和37年広島市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第7条の2第2項」を「第7条の3第2項」に改める。

第19条第1項中「規定による」を削り、同条第2項中「火災警報」の右に「（条例第30条の8第1項の林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）を除く。）」を加え、「又は気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合」及び各号を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 林野火災警報は、法第22条第2項の規定により通報を受けた場合であつて、消防長が林野火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

第19条に次の1項を加える。

6 第2条の2の規定は、条例第30条の8第2項において準用する条例第30条の7第4項の規定による公示について準用する。

第19条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報）

第19条の2 条例第30条の7第1項に規定する林野火災注意報は、法第22条第2項の規定により通報を受けた場合であつて、消防長が林野火災の予防上注意を要すると認めるときに発令する。

2 第2条の2並びに前条第4項及び第5項の規定は、条例第30条の7第1項に規定する林野火災注意報について準用する。

第20条第2項を次のように改める。

2 消防長は、前項の規定により制限区域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

3 第2条の2の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、同年3月31日から施行する。